## 第37回 旧RD最終処分場問題連絡協議会(書面開催)の開催結果

■日 時:令和3年6月

■ご意見・ご質問と回答 (⇒が県の回答です)

### 1 知事との意見交換会の開催結果について

- (1) 意見交換会への提出意見の思いとしては、「有害物が残ったままであろう状態での、囲い込み浄化・モニタリングは良くはない事ではないですか、ましてや、いったん発見した有害物を、粘土にくるんで、埋め戻すのは良くない事ではないですか」でした。財政的な問題(その他問題もあるかもしれませんが)でのサンプリング調査と思いますが、知事には、模範解答だけでなく、「できうるならば、全量掘削、有害物の全量撤去が理想的ではあったとは思う」ぐらいの回答を期待していました。
- ⇒ 地元の皆様のご意見をいただきながら、効果的かつ合理的な手法により対策 工事を着実に進めてきたところです。

今後とも地下水等のモニタリングや場内浸透水の処理等を行い、住民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

#### 2 前回の開催結果について

- (1) 資料2の1.(2)で、「ご指摘のとおり、対策工事前に有害物の範囲を確定するため、皆様と協議を行いながら有害物調査検討委員会で調査方法を決定し、調査により位置が確認され、または推定された有害物および工事中に確認された有害物は掘削除去しております。」との回答ですが、前回の③回答の「場内の有害物は掘削除去した」からは、『サンプリング調査結果での有害物除去』に触れない表現と感じ、意見したものです。
- ⇒ 今回ご意見いただいた趣旨で第36回連絡協議会(前回)のご意見に回答させていただいたものです。
- (2) 資料2の2.(3)での質問に、「No. 3-1 は家庭系ごみから離れた上流側に位置で、家庭系ごみの影響は受けていないと考える。」との回答ですが、次回説明では、家庭系ごみの影響の有無も含めて、この質問項目内容現象の原因の考察・説明をも希望します。
- ⇒ 家庭系ごみの地下水への影響および No. 3-1 地点のひ素の地下水環境基準の超過については、次回の連絡協議会でご説明する予定です。

# 3 令和2年度第4回モニタリング調査結果について

(1) 資料 3 - 1 (補足説明資料)の、「・P. 3 調査方法の説明について、…毎回の 状況を示した特記事項以外は省略」ですが、以前、採水方法変更後に全体的に数 値が下がっている事もあり、変更事実を記載するように要望しました。(「水銀が その後検出されていない」との記述もありますが、変更の影響も考えられると思 います。変更後方法が基準に合致との考えもありますが、変更前の方が、現実を 現していたとも思います。)

- ⇒ 有害物調査検討委員会において、モニタリング井戸として適切な採水方法を行 うべき、として提言いただいたとおりの方法に変更して調査しています。なお、 採水方法の変更事実については、ホームページの過去の調査結果の中で掲載して いるところです。
- (2) 資料3-2で、旧処分場から経堂池への影響は、調整池からの放流水のみとの前提でしょうか。(底部からの湧出等はないとの前提でしょうか。)
- ⇒ 二次対策工事において、遮水工により浸透水の場外への流出を止めたことにより、旧処分場から経堂池へ流出する水は調整池からの放流水となっています。なお、経堂池の底部からの湧水の水質への影響はほとんどないものと考えています。

#### 4 維持管理の状況について

- (1) 毎月発行配布の敷地管理情報に、当資料4旧処分場全体航空写真のような写真 もあれば、わかりやすいと思います。上空写真(航空機・ドローン?)は手間・ 費用が必要かもしれませんが、検討をお願いします。
- ⇒ 今後ともわかりやすい資料となるよう、工夫してまいります。
- (2) 敷地管理情報には「・場内構造物等異常なし・水処理施設運転問題なし」となっていますが、水処理運転の具体的データ(処理前・処理後)記載の検討をお願いします。(又は、連絡協議会資料に記載する等。)
- ⇒ 水処理施設の処理前および処理後の水質について、定期的に報告させていただ きます。

## 6 その他

- ○広場の供用について
- (1)・一部の自治会に便宜を図っている。他の自治会にも何らかの善意を示すべきである。他の自治会の住民が広場を利用できるはずがない。
  - ・利用の期限も明記されていない。
  - ・広場の使用の経緯を明らかにすべき。
- ⇒ 資料 6 2 でお示しした場所につきましては、工事の完了により全ての方に広場としてご利用いただけるようになったものです。

なお、4月1日から令和8年3月末(皆様との協定書により対策工の有効性確認の目途としている時期)までの間、北尾団地自治会に広場の土地を貸し付け、 日常の管理を実施していただくこととしています。

## ○その他

- (1) この問題に対するこれまでの自治会や地域住民の金銭的・精神的負担について、 どのように考えているか。
- ⇒ 長期間にわたり、皆様方に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことについて深くお詫び申し上げます。

昨年 12 月の「住民と知事との意見交換会」においても、知事から深くお詫びを申し上げたところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。